

## 令和2年司法試験及び司法試験予備試験に係る新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策について

令和2年7月15日（9月7日更新）

司法試験委員会

令和2年司法試験及び司法試験予備試験の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を下記のとおり実施します。

### 記

#### 1 マスクの着用等について

試験場内では、飲食時を除き、必ずマスクを着用してください。なお、試験時間中の写真照合の際には、試験監督員の指示に従い、マスクを一時的に外してください。飛沫飛散防止のため、休憩時間や昼食時も含めて試験場内での私語は慎んでください。

試験場に手指消毒用のアルコール液を設置しますので、適宜使用してください。

#### 2 試験室等の換気について

試験室等は、換気のため、試験時間中も含めてドア等を開放することがありますので御承知おきください。

#### 3 試験場への集合等について

試験場入口にサーモグラフィを設置するなど、体温測定を実施する予定ですので、時間に余裕を持って試験場に到着するようにしてください。なお、試験場への移動に際しても、公共交通機関及び試験場周辺等において多人数が密集する状態を避けるよう配慮してください。

#### 4 体調不良の場合

(1) 新型コロナウイルス感染症等（学校保健安全法施行規則第十八条で定める感染症をいう。(2)において同じ。）に罹患し、他の受験者等への感染のおそれがある場合（同規則第十九条で定める基準による出席停止の期間を経過していない場合）は、受験できません。

(2) 発熱や咳等の症状などから新型コロナウイルス感染症等の罹患が疑われる場合は、他の受験者等への影響を考慮し、受験を控えていただくようお願いします（試験場にいられても、受験を認めないことがあります。）。

なお、(1)(2)いずれの場合についても、受験しなかった場合の追試験や受験料返還等の特別措置は予定していません。